頏

会員

見の皆様の

層

「 の ご

理

解 \mathcal{O}

万

でお願

致

ま

に定した

〒

記

島教

協

のますます

充実・

発

展

 \mathcal{O} ため

力

役員選挙 全員当選

員 役 名 役 氏 名 地 区 所 属 長 会 安 達 利 幸 松 江 城 北 小 長 藤 京 子 雲 大 小 副 会 後 出 津 亚. 副 会 長 飯 塚 守 出 雲 田 小 伊 出雲 荒 会 長 藤 晃 副 木 小 会 長 佐 野 美 保 雲 南 吉 小 副 田 事務局長 奥 井 克 己 雲 専 従 出 松戸恵美子 事務局次長 斐 Ш 中 部 小 事務局次長 吉 田 修 出 雲 高 松 小 雲 中 執行委員 角 森 純 子 出 浜 Ш 執行委員 倉 裕 子 雲 今 市 幼 板 出 雲 執行委員 高 橋 勇 出 塩 冶 小 執行委員 夫 寸 野 晶 松江 玉 湯 小 子 斐 Ш 執行委 員 玉 木 明 荘 原 小 夫 神戸川小 執行委 員 手 銭 俊 出 雲 執行委員 藤 井 和 久 出 雲 兀 絡 小 寬 司 平 田 平 執行委員 渡 部 \mathbb{H} 小 執行委員 蕨 三喜 男 大 社 大 社 小 執行委 員 錦織雄 司 河南部 多 伎 中 吉 竹 賢 雲南 執行委 員 田 治 田 小 行 委 倉 貞 明 大 田 Ш 合 小 執 員 石 中 查 委 員 小川あけみ 出 雲 出 雲 監査委 員 鴫原 美 香 出雲 大 小 津

をビに 1 わ せ 頭 ま た、 審 議 し ッお平 グい成 いハートコ て十 くろ・ 州票作業が 州票作業が 優張っていた 各支部単紀 とで行く予定 -組単定 変組で 超委員長共々、皇半組の役員も決定だある。 て、 行協 わ役 第れ員 回左拳 執記が、 教行委員会を開始 記全員の役員が与い、四月二十日に 催信行 任された。 今年度 *た。翌 来る四端 0 活動方針 月学

十理

九委

日員

予算

等

員 も 決定 平 成 + 年 度

I

島教協



No.551

島根県教職員協議会 〒693-0011

出雲市大津町2214 Tel 0853(22)7762 Fax0853(22)7762 代表者 安達利幸 編集人 奥井克己

E-mail office@kyougikai.org

http:// www.kyougikai.org

フリーダイヤル 0120 -968 - 280

単組・支部組織名簿(H18)

			委員長		副委員長		書記長	
	松	江	団野晶夫	玉湯小	伊藤雅美	来待小	小野宏二	乃木小
-	出	沿海			藤井和久	四絡小	川上恭司	北浜小
			手銭俊夫	神戸川小	渡部寛司	平田小		
					蕨 三喜男	大社小		
					錦織雄司	多伎中		
	雲	南	竹田賢治	吉田小	山崎寿久	鍋山小	岡田昭彦	大東中
	斐	ЛП	工士明フ	荘 原 小	糸 賀 昌 幸	荘 原 小	土江真理子	荘原小
			玉木明子		岡本小津恵	木次小		
	大	田	石倉貞明	川合小	仁田直樹	川合小	岡本竜哉	川合小

申請忘れ

ありませんか? 島教協慶弔規定 ①結婚したとき

5.000円 ②子女誕生

3,000円

③永年勤続30年 3.000円

4病気見舞金 3.000円

(傷病休暇1ヶ月)

⑤住宅災害見舞金 状況に応じて 申請は事務局まで お願いします。

学校・園代表者へ 上記の該当があれ ば、事務局までお 知らせ下さい



合年 合われの 年度の この あるが れの 活 動っ لح 挨拶をする手銭委員長 に解行なな教がを開は職 方 ここ方たに解行なな教にの針。あ決委組っ職 る会のはるすルン日会 。を合、。る出リへを 合催 定会学。 る出りつをま つを員織た員本併した でを校金五話や F, 、月じ予 (日) に (五月1 (五月1 (五月1 (五月1) (日) に (協年した。 予併大総予雲 た しのと 十合算、 活て皆な手議四新 す代第 動い様っ銭会月組昨ハ い る表一二を専 をきめたると よ織年一手

予者回日も門

開い力ま長てそ立よ出俊 をだけ、たちりまた。 出 たら上出に 「なのげ雲 て、押一十 平第川日 第教 臘 を • 🖂 皆年く合動に対社行 间員 執 協 行議 委 員 会 協

新規加入!! 伊藤鳴美さん(高浜幼) 奥谷真理子さん(四絡幼) 中尾健二さん(出雲一) 小村 勝さん

活議し

て

まおま

皆年く

の今多を活

とと

員しり

を度ト銭

といた、いた、いき、いた、いた、いた、いた、いた、いた。

教職員給与引き下げ検討!?4月23日新聞報道

展た協

4月23日、一部新聞報道で「政府が教員給与の引き下げを検討する方針を固めた」との記事が記載さ れた。このことについて、全日教連を通じ文科省に問い合わせたところ、「政府として具体的にそのよう な検討の方針を固めたという事実はない」との回答を得た。文科省のホームページにも事実無根の記事が 掲載された。文科省の発表にあるように、「給与の在り方及び人確方の見直しについては、平成18年度 中に結論を得て、平成20年4月を目途に必要な措置を講ずるものとする。」とされています。全日教 連、島教協としては、議論の状況を見据えながら時機を捉えた要望活動を行っていく予定である。

文部科学省ホームページより抜粋

い演氏にあ催テイ八総

- 3月10日に閣議決定された、いわゆる「行政改革推進法案」では、「人材確保法の廃止を含めた見直しその他 公立学校の教職員の給与の在り方に関する検討を行い、平成18年度中に結論を得て、平成20年4月を目途に必要な 措置を講ずるものとする。」とされているところであり、現時点において、政府として具体的にそのような検討の 方針を固めたという事実はない。
- また、記事では、月額給与は基本給相当分と各諸手当を合わせて、教員は一般の地方公務員より4パーセント 高いとされているが、これは総額を総人員で除した単純平均であり、平均年齢、学歴区分が考慮されておらず、同 一条件で比較すれば、教員給与の優位性はわずか2パーセント程度であると、文部科学省では試算しているところ。
- このような基本的なデータのとらえ方の違いなどの点もきちんと議論する必要があり、平成18年度中に結論 を出すという閣議決定を前倒しして引き下げを前提に議論するようなことは不適切であると考える。
- 人材確保法は、義務教育に従事する教員の給与を一般の行政職員よりも優遇することで、教員に優れた人材 を確保し、もって義務教育の水準の維持向上を図ることを目的として制定されたものであり、学校が抱える課題が ますます多様化、複雑化している現在においても、優秀な人材の確保に一定の役割を果たしているものと考えてい るが、一方、教員給与を一律に優遇しているという批判もあり、この件についての検討も必要と認識しているとこ ろ。
- 今後の検討にあたっては、先ず、勤務実態調査や一般公務員と教員給与の水準比較など、検討を行う際に必 要な基本的データを上半期までに収集した上で、下半期においては、意欲と能力のある教員を任用するとともに、 適切に処遇することができるよう、人材確保法による教員を一律に優遇する制度を抜本的に改革し、メリハリのあ る給与制度を構築する方向で検討を行いたいと考えている。